

設楽ダム建設事業 環境影響評価 技術検討委員会 運営要領

(総 則)

第1条 本要領は、「中部地方整備局環境影響評価技術検討委員会設置要領」(平成13年7月26日付中部地方整備局通知第5号)第4条の規定に基づき、設楽ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会(以下「技術検討委員会」という。)の運営に関する必要な事項を定めるものである。

(組 織)

第2条 技術検討委員会は、別紙7名の委員をもって構成する。

- 2 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を統括するものとする。
- 3 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

(技術的助言)

第3条 委員長は、設楽ダム建設事業環境影響評価の手続きの中で、原則として以下の事項について、事務所長からの要請を請けて技術検討委員会を招集し、技術的な助言を行うものとする。

なお、これ以外の事項についても、事務所長からの要請があった場合には、技術的な助言を行うものとする。

- ア．方法書の作成
- イ．環境影響評価の項目及び手法の選定
- ウ．準備書の作成
- エ．評価書の作成
- オ．評価書の補正

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から当該事業に係る環境影響評価評価書の公告の日までとする。

(事務局)

第5条 技術検討委員会の事務局は、設楽ダム工事事務所調査設計課に置く。

(委員長への委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が技術検討委員会に諮って定めるものとする。

附 則

本運営要領は、平成15年10月23日から適用する。

設楽ダム建設事業 環境影響評価
技術検討委員会 委員名簿

担当	委員氏名	現 職
鳥 類	<small>おがさわらあきお</small> 小笠原 昭夫	名古屋学芸大学 非常勤講師
植物類	<small>さいじょうよしみち</small> 西條 好迪	岐阜大学 助教授
昆虫類	<small>委員長 さとうまさたか</small> 佐藤 正孝	名古屋女子大学 名誉教授
藻 類	<small>たなかまさあき</small> 田中 正明	四日市大学 教授
ほ乳類	<small>まえだきしお</small> 前田 喜四雄	奈良教育大学 教授
水 質	<small>まつおなおき</small> 松尾 直規	中部大学 教授
魚 類	<small>もりせいいち</small> 森 誠一	岐阜経済大学 教授

『技術的助言を求める分野』

環境要素		工 事 実 施	完 成 後	助 言 の 要 否	助言を求める環境要素の細分又は、助言を求めない理由
大気環境	大気質			否	調査及び予測評価手法が確立しているので助言を要しない
	騒音			否	調査及び予測評価手法が確立しているので助言を要しない
	振動			否	調査及び予測評価手法が確立しているので助言を要しない
水環境	水質			要	土砂による水の濁り、水温、富栄養化、溶存酸素量、水素イオン濃度
土壌等に係る環境その他の環境	地形及び地質			否	重要な地形及び地質が存在しないので助言を要しない
生物の多様性及び自然環境的保全を予測及び評価されるべき環境要素	動物（陸域）			要	重要な種及び注目すべき生息地
	植物（陸域）			要	重要な種及び群落
	生態系（陸域）			要	地域を特徴づける生態系
人と自然との豊かなふれあいの確保を調査、評価、予測及び評価されるべき環境要素	景観			否	必要に応じ適宜学識経験者に助言を求める
	人と自然との触れ合い活動の場			否	必要に応じ適宜学識経験者に助言を求める
その他	廃棄物等			否	建設副産物の搬出量など定量的に算出可能であり、予測の不確実性等が想定されないので助言を要しない

フルプランの変更により、水環境、河川域の動植物及び生態系については、現在検討中である。

: 今回対象要素